

H23.2.3

第84回労働条件分科会資料
を一部訂正

平成23年有期労働契約に関する実態調査の実施概要（案）

有期労働契約の在り方の検討に資するため、事業所調査、個人調査の2調査を実施する。

1 事業所調査

(1) 調査対象の選定

総務省統計局「平成18年事業所・企業統計調査」を母集団に、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所のうちから約10,000事業所を無作為に抽出。調査票を郵送し回答を依頼。※東日本大震災の影響が特に大きかった岩手・宮城・福島の3県については、調査対象から除外。

(2) 調査の対象期日及び実施期間

平成23年7月1日現在の状況について、平成23年7月1～29日に実施予定。

(3) 調査事項

有期契約労働者の就業状況及び契約更新の状況、正社員との比較による就業の実態（労働条件、転換制度等）、解雇・雇止め、3年を超える有期労働契約の状況 等

※雇止め経験のある事業所に対して、その理由を質問する項目に「震災の影響のため」との項目を追加。

(4) 主な用語について

① 常用労働者

- ア 期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- イ 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者で、平成23年5月及び6月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ウ 取締役、理事などの役員であって常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者又はパートタイム労働者であっても、上記ア又はイのいずれかに該当する者

② 有期契約労働者

常用労働者のうち、3ヶ月、1年など期間を定めた契約で雇用されている者（日々又は1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者で、平成23年5月及び6月のいずれか又は両月に18日未満しか雇用されていなかった者は除かれる）。

また、派遣元事業所においては、他の事業所へ派遣している有期契約の派遣労働者を含む。

③ 職務タイプ

有期契約労働者が従事する職務について、勤務先の事業所における正社員との対比によって、以下の5つに分類。

ア 正社員同様職務型（正社員と同様の職務に従事している有期契約労働者）

イ 高度技能活用型（正社員よりも高度な内容の職務に従事している有期契約労働者）

ウ 別職務・同水準型（正社員とは別の職務であるが、高度でも軽易でもない職務に従事している有期契約労働者）

※ 正社員の仕事が管理業務で、有期契約労働者の仕事が販売業務である時などに、有期契約労働者の業務内容が明確には高度や軽易でない場合はこれに該当する。

エ 軽易職務型（正社員よりも軽易な職務に従事している有期契約労働者）

※ 同じ業務でも責任が軽い場合や業務内容が単純であるなどの場合はこれに該当する。

オ 事業所に正社員がいない場合

④ 雇止め

使用者が、期間満了後、有期労働契約を更新しないこと。

2 個人調査

(1) 調査対象の選定

15歳以上の全国の有期契約労働者5,000人を民間調査機関のインターネット調査用アクセスパネルから抽出しインターネット調査により実施。

(2) 調査の対象期日及び実施期間

平成23年7月1日現在の状況について、平成23年7月1～29日に実施予定。

(3) 調査事項

有期契約労働者の属性、就業状況及び契約更新の状況、正社員との比較による就業の実態、解雇・雇止め、契約期間途中での退職申出の有無 等

※雇止め経験のある労働者に対して、その理由を質問する項目に「震災の影響のため」との項目を追加。

(4) 主な用語について

① 有期契約労働者

- 3ヶ月、1年など期間を定めた契約（1ヶ月を超える期間を定めたものに限る）で雇用されている者。

- 日々又は1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者で、平成23年5月及び6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

② 職務タイプ

事業所調査と同じ（1(4)③参照）